

令和7年第1回 北海道議会定例会〔予算特別委員会（知事総括）〕開催状況

開催年月日 令和7年3月14日（金）

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
二 天下り等について （一）要綱の適用団体と適用外の団体との違いについて 関与団体のうち、天下り要綱の適用となる団体と適用としない団体によって、報酬や在職期間、退職金などに大きな違いが生じ、ブラックボックス化している事態が明らかとなりました。その違いについて、知事の認識を伺います。 （一）一再 制度の説明をただけですよね。違いについてはどう認識されているのですか。分科会の報告受けてますよね。 （二）問題認識について ということで、結局長期にわたってですね。適用されない団体では、天下りの指定席と言われる席に座り続けることができるわけですけど、知事は問題とは思いませんか。 （二）一再 つまり、現行制度の下ではそうした状況になるということで、いささかの不公平感も、問題もない、という感想ですか。 要綱の管理状況がザルになっているから問題だと指摘しているわけです。	（知事） 適正化方針は、団体のより一層の適正で健全な運営と自立化を推進するため、道として必要な指導方針や取り組むべき事項を定めたものであります。 また、「北海道職員の退職管理に関する取扱要綱」は、職務の公正な執行と公務に対する道民の皆様の信頼確保を図るため、法や条例に定める規制に加えて、適用団体に再就職する職員の在職期間や給与等を制限したものでございます。 （知事） 関与団体等への再就職についてでありますけども、道の関与団体のうち、退職管理要綱が適用されない団体へ再就職する場合は、在職期間や給料、退職手当等の制限はないわけではありますが、要綱の適用団体へ再就職する場合は、在職期間について、65歳までを原則とする取扱いとなるとともに、給与等について、定年引上げ後の道職員の給与水準との均衡を考慮する上、団体等において、その職責等を勘案して定めることとしているほか、諸手当や退職手当、功労金は支給しない取扱いとなっているところでございます。 （知事） 団体への再就職についてでありますけども、道職員の再就職につきましましては、職員として長年培われてきた知識や経験などを個別に評価された結果として、個々の採用に至ったものと認識しているところでございます。 （知事） 団体への再就職についてでありますけども、今後とも、職員の再就職に関しましては、道民の皆様の誤解や批判を招くことがないよう、退職管理制度の適切な運用に努めてまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（三）適用外団体の動向と現状認識について 関与団体はすべて、毎年道から点検評価と指導を受けています。知事が調査を拒否した政治資金パーティー券の購入についても、2024 年度はないことを点検によって確認をしています。公益団体として税金による事業を行っている関与団体に対して差は設けていません。 ところが、天下り要綱については厳格化を名目に、関与の度合いにより適用の除外規定を設けています。そのことによって、関与団体 81 のうち、要綱の適用団体は 21 にまで減少しました。その中で、要綱の適用となっていない北海道信用保証協会への天下りは、8 代連続、54 年、半世紀以上にわたって元副知事が指定席のように就任し続けていることが初めて明らかとなりました。要綱のあり方とポストの固定化の現状を知事はどうお考えか。また、対象とされない団体の再就職の動向が、道民の前に明らかにされなくなったことについて、知事はどうお考えか、伺います。 その透明性の対象外になっているところが問題だと私は指摘しているわけです。	（知事） 北海道信用保証協会の会長の選任などについてでありますけれども、北海道信用保証協会では、理事会において、理事の候補者を選定し、その候補者が道内自治体の関係者である場合には、第三者委員会に選定方法や考え方を諮問し、評価を得た上で、道に理事の任命を依頼し、私が任命をしております。 こうした手続きを経た上で、会長につきましては、理事の互選により選任されており、国の指導のもと、適切に対応されているものと認識しています。 また、道では、法や条例に基づき、課長級以上の元職員に退職後 2 年間、退職管理要綱の適用の有無に関わらず、再就職先の名称や役職などの届け出を義務付け、これを実名で公表する退職管理制度を運用しており、再就職の透明性を確保しているところであります。
（四）信用保証協会理事の選任理由等の公表について 自治体職員が信用保証協会に再就職するにあたっては中小企業庁からも透明性が求められました。知事が任命する信用保証協会理事への選任理由と過程を公表すべきと考えますけれども、どう対応するのか伺います。 選任理由が公表されることになりましたので、半歩前進ですね。	（知事） 北海道信用保証協会理事の選任理由等についてであります。北海道信用保証協会では、昨年 12 月の国からの通知に基づき、今後、新任または再任で道内自治体の関係者が理事に選任され、会長に就任する場合については、その選任理由と手続について、速やかにホームページで公表することとされており、道としても、その場合は、適切に対応されているか確認してまいります。
（五）団体による処遇の違いについて 要綱の適用団体への再就職では、退職時の報酬の 7 割を基準として退職金も諸手当もなく、年齢は 65 歳までと制限されています。先ほど知事が答弁されたとおりです。さらに、違反した場合は道が指導する厳密な対応が取られているわけです。 一方、適用とならない団体への天下りでは制限がなく、団体の規定によって、報酬も退職金も受け取れるし、グリーン席のように、いつまでも在籍できるわけです。不公平極まりないと思うわけですが、知事はそうお考えにならないのか伺います。 要綱は適用団体全体に適用すべきだと思いますよ。	（知事） 再就職者の処遇等についてであります。団体における職員の採用や処遇などについては、その職員が有する知識や経験などを評価し、団体の自主的な判断により決定されるものと考えておりますが、道では、元道職員としての影響力を背景とした在職期間の長期化や給与面での優遇を制限する観点から、退職管理要綱により、出資金や補助金の割合など、財政的な関与の度合いに応じて、適用団体を定め、在職期間や給与等の制限を行っているところでございます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(六) 建設技術センターへの再就職の状況について 要綱の適用にならない団体の天下りは、見えなくされておりまして、同じく要綱の適用外となった北海道建設技術センターの理事長には道の幹部職員が連続して天下っておりますけれども、設立時からの在籍状況をお示し願います。 また、報酬と退職金の取り扱いについても伺います。	(知事) 北海道建設技術センターへの再就職の状況についてですが、北海道建設技術センターは、平成5年に設立してから現在まで11代にわたり、道の特別職や部長級であった職員が理事に就任し、理事長に選任されているところでございます。 また、同法人によると、報酬等については、一般財団法人北海道建設技術センター役員及び評議員報酬等支給規程により、報酬の種類などについて規定をしておりますが、報酬の具体的な支給額については、公表していないとのことでございます。 また、退職金の規程はないとのことでございます。
(七) 農業公社への再就職の状況について ここ30年ですね。 では、農業公社は、同様の質問をさせていただきますけど、どうなっていますか。	(知事) 北海道農業公社への再就職の状況についてでございますが、北海道農業公社は、昭和45年に設立し、昭和50年から、平成18、19事業年度を除き、現在まで8代の道の特別職や部長級であった職員が理事に就任し、理事長に選任されているところであります。 また、同公社によると、報酬等については、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程により、報酬の種類等について規定をしておりますが、報酬や退任慰労金等の具体的な支給額につきましては、公表していないということでございます。
(八) 要綱改定後の関与団体の適用外化について (九) 不公平な状況の是正について 約50年にわたる指定席です。そして、ブラックボックス化されています。まるで幹部職員自らが指定席に座るために生み出した仕組みではないかと考えるのですが、知事はどのようにお考えか。 また、天下り要綱の再改定を行って、不公平な状況を是正すべきと考えますが、いかがですか。	(知事) 要綱の適用団体についてでございますが、道では、退職管理要綱により、財政的関与の度合いが高い団体への再就職者に対し、在職期間や給与等を制限する取扱いにより適正な退職管理を行っているところであります。 北海道農業公社及び北海道建設技術センターについては、道からの補助金や出資金の割合が、要綱の適用基準を下回るなどしたことから、要綱の適用外となったものでございます。 職員の再就職につきましては、道では、これまでの再就職要綱や退職管理要綱により、元道職員としての影響力を背景とした在職期間の長期化や給与面での優遇を制限する観点から、適用団体を定めてきたところであり、その客観的要件として、出資金や補助金などの割合により、財政的関与の度合いを判断することが適当と考えています。 道としては、今後とも、地方公務員法や条例、要綱に基づく退職管理制度の厳格な運用により、職務の公正な執行と公務に対する道民の皆様の信頼確保に努めるとともに、社会経済情勢等も踏まえながら、引き続き、適切な退職管理となるよう取り組んでまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(指摘) 今のままでは道民理解は得られないと思います。要綱の対象にすべきだと思います。知事今ね、月額報酬3割カットしていますよね、そうした厳しい道財政を招いた責任のあるOBがグリーン席に座っている。一方、役職定年や関与団体では報酬の7割で公益、公共のために尽力している職員がいるわけです。本当に不公平だと思います。 今回は3団体のグリーン席を問題にしましたが、あくまで知事は要綱の対象にしない、という答弁でしたが、社会経済情勢を踏まえて是非変更していただきたいと思います。少なくとも、税金による公益的な事業を行っている関与団体については、道の天下りの状況について把握する必要があると考えます。道では、毎年度関与団体の全体を網羅して点検を行っているとは承知しておりますので、この点検を通じ、更に透明性を高めるためにも、道として、道の退職者が在籍している団体の役員報酬や退職金の基準、在任の年齢制限などの内容をしっかり把握していくように指摘をし、次の機会に確認することをお約束し、私の質問を終わります。	